

保医第1275号

高第597号

平成28年10月26日

各高齢者福祉事業所等の代表者 様

岐阜県健康福祉部保健医療課長

高齢福祉課長

結核対策の徹底について

結核は、わが国最大の感染症の一つであり、現在もなお、全国で年間1万8千人以上、県内においては年間300～400人程度が発症しています。

こうした中、今般、別添のとおり県内の高齢者福祉施設において、結核の集団感染が発生しました。

つきましては、貴事業所における結核対策の状況について改めて見直していただき、結核のまん延防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護保険法又は老人福祉法に基づく県条例（有料老人ホームについては指導指針）において、事業種別ごとに、感染症等の予防、まん延の防止に関して、衛生管理、健康管理等の基準が定められているため、貴事業所におかれましては、これらの基準についても点検・再確認していただき、入所者等の健康管理に万全を期していただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部			
所属	保健医療課 感染症対策係		
係長	石塚	担当	上津
TEL	058-272-8270	FAX	058-278-2624
所属	高齢福祉課 介護事業者係		
係長	篠田	担当	安藤
TEL	058-272-8298	FAX	058-278-2639



平成28年10月12日(水)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	感染症対策係	石塚 敏幸	内線 2543
			直通 058-272-8270
			FAX 058-278-2624
高齢福祉課	介護事業者係	篠田 芳己	内線 2600
			直通 058-272-8298
			FAX 058-278-2639

高齢者福祉施設における結核集団発生事例について

県内の高齢者福祉施設において、入所者が結核を発病し、接触者の健康診断の結果、当該施設の入所者及び職員が結核に集団感染していたことがわかりましたので、お知らせします。

なお、発症者及び感染者は、適切な医療を受けており、感染源となりうる発症者は、専門の医療機関に入院していただくなど、感染拡大防止に努めています。

1 概要

平成28年7月13日、8月30日、9月26日に山県市内にある高齢者福祉施設の入所者3名が結核と診断された旨、岐阜保健所へ届出がありました。

岐阜保健所は当該施設に対し、当該患者と接触のあった入所者及び職員に対し健康診断を指導し、施設が実施したところ、入所者6名中4名、職員8名中4名の感染が判明しました。

2 施設

施設名：特別養護老人ホーム 山県グリーンビレッジ

経営者：社会福祉法人友愛会^{ゆうあいかい} 理事長 岩砂 和雄^{いわさ かずお}

所在地：山県市大門^{だいもん}803番地

その他：定員 90名(別にショートステイ 5名) 職員 80名

3 患者等の状況

	区分	年齢	性別	診断日	診断名
発症者 (5名)	入所者	80代	女	7/13	肺結核、結核性胸膜炎
	入所者	90代	女	8/30	肺結核
	入所者	80代	女	9/26	結核性胸膜炎
	入所者	70代	女	10/4	肺結核
	入所者	90代	女	10/6	肺結核
感染者 (6名)	入所者	80代	男	10/4	潜在性結核感染症 ^{※1}
	入所者	80代	女	10/6	潜在性結核感染症 ^{※1}
	職員	50代	女	10/5	潜在性結核感染症 ^{※1}
	職員 ^{※2}	20代	女	—	—
	職員 ^{※2}	30代	女	—	—
	看護師 ^{※2}	50代	女	—	—

※1 結核菌に感染が確認されているが、臨床的な症状はないものであって、医師により結核の医療を必要と判断された者

※2 検査の結果、感染が確認され、今後、医療機関を受診し、診断を受ける予定者

4 今後の対応

- (1) 感染の有無を確認するための接触者の健康診断(入所者及び施設職員)をさらに拡大し、実施します。
- (2) 発症者及び潜在性結核感染症者に対して、治療が終了するまで服薬支援を実施します。
- (3) 感染源となりうる発症者については、専門の医療機関に入院していただきます。
- (4) 引き続き、感染経路の調査を実施し、原因究明に努めます。

結核について

1 結核とは

結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。痰に結核菌がいる患者が咳をすると空気中に飛び散り、それを周りの人が直接吸い込むことによって感染します。結核は過去の病気ではなく、今でも1日に50人の新しい患者が発生し、5人が命を落としている日本の重大な感染症です。

なお、結核菌は紫外線に弱く、体外に排出された菌は日光に当たると数時間で死滅します。

2 新規結核登録者数及び結核罹患率

	新規結核登録者数		結核罹患率(人口10万人対)	
	岐阜県	全国	岐阜県	全国
平成23年	434	22,681	21.0	17.7
平成24年	380	21,283	18.4	16.7
平成25年	376	20,495	18.3	16.1
平成26年	342	19,615	16.8	15.4
平成27年	314	18,280	15.4	14.4

3 結核の予防

(1) 2週間以上咳が続いたら早めに病院にかかりましょう。

2週間以上続く咳、痰、急な体重減少、体のだるさなど症状があれば、早期に医療機関に受診してください。

(2) 定期の健康診断で異常を指摘された場合には速やかに受診しましょう。

特に65歳以上の方は、毎年受診するよう感染症法に定められています。

(3) 乳児のBCG予防接種を必ず受けましょう。

抵抗力の弱い赤ちゃんは、結核に感染すると重症になりやすく、生命を危うくすることがあります。予防するには、生後1歳未満(国が示している標準的な接種期間は生後5か月～8か月の期間)までのBCG接種が有効です。

(4) 普段から心がけましょう。

免疫力が低下しないように規則正しい生活を心がけましょう。また、栄養バランスのよい食事と十分な睡眠、適度な運動などが大切となります。

4 結核の治療

結核と診断されても、6か月間毎日きちんと薬を飲めば治ります。しかし症状が消えたからといって、治療の途中で服薬を止めてしまえば治りません。医師の指示を守って、治療終了まできちんと薬を飲み続けることが最も重要です。

(参考) 結核集団感染の定義

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。ただし、発病者1人は6人が感染した者として感染者数を計算する。(厚生労働省結核感染症課長通知平成19年3月29日健感発0329002号)



平成28年10月26日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	感染症対策係	石塚 敏幸	内線 2543
			直通 058-272-8270
			FAX 058-278-2624
高齢福祉課	介護事業者係	篠田 芳己	内線 2600
			直通 058-272-8298
			FAX 058-278-2639

高齢者福祉施設における結核集団発生事例について（第2報）

平成28年10月12日(水)に公表した「特別養護老人ホーム 山県グリーンビレッジ」における結核集団発生事例について、職員及び入所者の健康診断を実施したところ、新たに職員73名中11名及び入所者26名中15名の感染が確認されましたので、お知らせします。

なお、発症者及び感染者は、適切な医療を受けており、感染源となりうる発症者は、専門の医療機関に入院していただくなど、感染拡大防止に努めています。

1 患者等の状況

本日(26日)までに、前回公表時の実施分を含む113名の健康診断結果が判明し、37名の感染が確認されました。

	感染判明時期	区分	健康診断実施数	感染者			
				発症者	潜在性結核感染症※1	診察前の陽性者※2	計
10/12 公表分	7/13~9/26	入所者		3			3
	9/28 ~10/12	入所者	6	2	2		4
		職員	8	1	3		4
新たな 確認分	10/13 ~10/25	入所者	26	1		14	15
		職員	73	2	5	4	11
合計		—	113	9	10	18	37

※1 結核菌に感染が確認されているが、臨床的な症状はないものであって、医師により結核の医療を必要と判断された者

※2 検査の結果、感染が確認され、今後、医療機関を受診し、診断を受ける予定者

2 今後の対応等

- (1) 感染の有無を確認するための接触者の健康診断(1階から3階までの入所者等)をさらに拡大し、実施します。
- (2) 発症者及び潜在性結核感染者に対して、治療が終了するまで服薬支援を実施します。
- (3) 感染源となりうる発症者については、専門の医療機関に入院していただきます。
- (4) 引き続き、感染経路の調査を実施し、原因究明に努めます。
- (5) 県内の高齢者福祉事業所に対して、結核に関する注意喚起文書を送付します。

結核について

1 結核とは

結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。痰に結核菌がいる患者が咳をすると空気中に飛び散り、それを周りの人が直接吸い込むことによって感染します。結核は過去の病気ではなく、今でも1日に50人の新しい患者が発生し、5人が命を落としている日本の重大な感染症です。

なお、結核菌は紫外線に弱く、体外に排出された菌は日光に当たると数時間で死滅します。

2 新規結核登録者数及び結核罹患率

	新規結核登録者数		結核罹患率(人口10万人対)	
	岐阜県	全国	岐阜県	全国
平成23年	434	22,681	21.0	17.7
平成24年	380	21,283	18.4	16.7
平成25年	376	20,495	18.3	16.1
平成26年	342	19,615	16.8	15.4
平成27年	314	18,280	15.4	14.4

3 結核の予防

(1) 2週間以上咳が続いたら早めに病院にかかりましょう。

2週間以上続く咳、痰、急な体重減少、体のだるさなど症状があれば、早期に医療機関に受診してください。

(2) 定期の健康診断で異常を指摘された場合には速やかに受診しましょう。

特に65歳以上の方は、毎年受診するよう感染症法に定められています。

(3) 乳児のBCG予防接種を必ず受けましょう。

抵抗力の弱い赤ちゃんは、結核に感染すると重症になりやすく、生命を危うくすることがあります。予防するには、生後1歳未満(国が示している標準的な接種期間は生後5か月～8か月の期間)までのBCG接種が有効です。

(4) 普段から心がけましょう。

免疫力が低下しないように規則正しい生活を心がけましょう。また、栄養バランスのよい食事と十分な睡眠、適度な運動などが大切となります。

4 結核の治療

結核と診断されても、6か月間毎日きちんと薬を飲めば治ります。しかし症状が消えたからといって、治療の途中で服薬を止めてしまえば治りません。医師の指示を守って、治療終了まできちんと薬を飲み続けることが最も重要です。

(参考) 結核集団感染の定義

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。ただし、発病者1人は6人が感染した者として感染者数を計算する。(厚生労働省結核感染症課長通知平成19年3月29日健感発0329002号)